

<よくある質問>

【問】 看護学生修学資金貸与制度とは？

【答】 卒業後に神戸市民病院機構（中央市民病院・西市民病院・西神戸医療センター・神戸アイセンター病院）に勤務する意思のある方に修学資金（奨学金）を貸与する制度です。

【問】 制度の種類はどのようなものがありますか？

【答】 看護学校の最終学年に在学する方に貸与する A 区分、もしくは A 区分に該当する方で、日本学生支援機構等の奨学金を受けている方に貸与する B 区分があります。

【問】 日本学生支援機構の奨学金を借りていますが、申込できますか？

【答】 申込は可能です。B 区分の方は、貸与決定後に 30 万円の貸与を行い、採用後 1 年目～3 年目の年度当初に 30 万円ずつ貸与します。（貸与を受けた奨学金の額が 120 万円未満の方は、その金額に達するまでの額）

【問】 A 区分と B 区分は併願できますか？

【答】 併願できません。申請書にご記入いただく際、どちらか選択していただきます。

【問】 1 年生から借りられないのですか？

【答】 最終学年の方を対象にしている制度のため、貸与は最終学年のみになります。

【問】 応募手続きはどのようにすればよいですか？

【答】 採用選考合格者に対して、合格通知と併せて申し込み案内をお送りさせていただきます。その際に、下記の必要書類を提出してください。

①看護学生修学資金申請書 ②在学証明書 ③日本学生支援機構等より奨学金の貸与を受けている方は、奨学金合計額が証明できる書類（貸与奨学金返還確認票等）

【問】 在学証明書はどのようにすればよいですか？

【答】 令和 3 年 4 月 1 日以降の日付で、在学している学年を明記している、学校が発行したものを提出してください。

【問】 修学資金はいつ頃入金されますか？

【答】 A 区分は、申込後、貸与決定を行い、2～3ヶ月後を目処に一括で貸与させていただきます。B 区分は貸与決定後、2～3ヶ月後を目処に 30 万円を振込み、採用後1年目～3年目の年度当初に各 30 万円を振込みます。（貸与を受けた奨学金の額が 120 万円未満の方は、その金額に達するまでの額）

【問】 連帯保証人はどのようにすればよいですか？

【答】 1 名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は必ず収入のある成人としてください。

【問】 申請時に連帯保証人に証明書類は必要ですか？

【答】 申請時には証明書類は必要ありませんが、貸与決定後の契約時には保証人の「印鑑登録証明書」が必要になります。

【問】 連帯保証人について、祖父（または祖母）の収入が年金しかありません。保証人になることはできますか？

【答】 可能です。年金・給料等種別を問わず、なんらかの収入がある方なら保証人になることはできます。

【問】 神戸市立民病院機構（中央市民病院・西市民病院・西神戸医療センター・神戸アイセンター病院）に就職しなかった場合はどうなりますか？

【答】 神戸市民病院機構（中央市民病院・西市民病院・西神戸医療センター・神戸アイセンター病院）に就職する意思があることを前提に貸与しているため、就職しなかった場合は貸与した全額を返還していただきます。

【問】 返還方法はどのようなのですか？

【答】 原則貸与した全額を一括で返還していただきます。ただし、一括での返還が困難と認められる場合は分割での返還が可能となりますので、詳細についてはお問い合わせください。

【問】 利息はかかりますか？

【答】 無利息で貸与します。ただし、返還が遅れた場合は遅延損害金（年 14.6%）を請求する場合があります。

【問】 どれだけ勤務したら免除になりますか？

【答】 A区分は3年以上、B区分は6年以上勤務した場合は全額免除となります。上記期間に達しない間に退職した場合は、全額一括で返還していただきます。ただし、B区分については、勤務期間が4年以上6年未満の場合 60 万円を免除します。

【問】 学校を休学・退学した場合は？

【答】 必要書類を添付して届け出てください。
退学した場合はただちに貸与した全額を返済していただきます。休学した場合は休学期間の貸与を休止します。復学後に貸与再開となりますが、貸与総額が変わることはありません。休学しているにも関わらず、貸与を受けていたことが発覚した場合、いかなる理由に関わらず一括で全額を返還していただきます。

【問】 学校を留年した場合は どうなりますか？

【答】 留年が分かった時点で、早急に担当者まで連絡してください。

【問】 国家試験に落ちたらどうなりますか？

【答】 貸与期間終了後ただちに返還していただきます。ただし、すでに内定を受け、来年度も採用選考を受験する（市民病院機構に就職する）意思が有る場合に限り、1年間返還を猶予します。

【問】 住所や氏名変更をした場合は？

【答】 変更届を提出してください。また変更の事実が分かる書類もあわせて提出してください（例：住民票の写し、免許証の写し等）

【問】 連帯保証人を変更する場合は？

【答】 変更届に必要事項を記入のうえ、提出してください。新たな連帯保証人は収入のある成人とし、「印鑑登録証明書」を添付してください。